

霞ヶ浦導水事業の今後の検討の進め方について

霞ヶ浦導水事業の検証検討は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「要領細目」という。)に基づき行う。

霞ヶ浦導水事業の目的(新規利水、流水の正常な機能の維持、水質浄化)別の検討は、新規利水については、要領細目第4の1(2))~)に基づき検討を実施するものとし、流水の正常な機能の維持については、要領細目第4の1(2))に基づき)の利水代替案や)利水に関する評価軸の関係部分を参考に検討を実施する。また、水質浄化については、要領細目第4の1(2))に基づき要領細目の趣旨を踏まえ水質浄化の検討の考え方「仮称)霞ヶ浦導水事業(水質浄化)の検討の考え方」をとりまとめ、その考え方を基に検討を実施する。

なお、水質浄化の検討の考え方のとりまとめにあたっては、要領細目第4の1(2)) ~)において洪水調節の観点から述べられた、「複数の治水対策案の立案」「概略評価による治水対策案の抽出」「評価軸」及び要領細目第4の1(2))において新規利水の観点から述べられた「利水等の観点からの検討」の趣旨を踏まえ、「関係地方公共団体からなる検討の場」での検討、学識経験を有する者からの意見聴取及びパブリックコメントを行い検討主体が定めるものとする。

【参考：「仮称)霞ヶ浦導水事業(水質浄化)の検討の考え方」の検討プロセス】

・ 検討主体による要領細目の趣旨を踏まえた「仮称)霞ヶ浦導水事業(水質浄化)の検討の考え方(案)」の検討

・ 「関係地方公共団体からなる検討の場」への説明
・ 学識経験を有する者からの意見聴取
・ パブリックコメントによる意見聴取

・ 「仮称)霞ヶ浦導水事業(水質浄化)の検討の考え方」とりまとめ

・ 「仮称)霞ヶ浦導水事業(水質浄化)の検討の考え方」に基づく目的別(水質浄化)の検討、総合評価の実施